

在学生の皆さんへ おしらせ

＜未来支援奨学金＞の 経済的困窮者に対する学費減免制度の実施について

■ 未来支援奨学金の目的

近年、家庭の経済的困窮を理由に、退学あるいは除籍を余儀なくされる学生が増加しています。

＜未来支援奨学金＞は、本学へ入学の後に、家庭の事情の大きな変化（例：保護者の死亡、病気、失職等）によって経済的困窮に見舞われ、学納金の納入が困難になったが、なお勉学意欲を維持し、就学の継続を希望する学生に対して、本人からの申請に基づき、授業料の免除あるいは減額を行う奨学金となっており、すなわち当該学生の「未来」をサポートする奨学金です。

■ 申請の時期について

原則として各学期ごとの申請とします。

■ 対象者となる要件：以下の要件のすべてに該当する学生が対象です。

- ① 本学へ入学の後に、突然の家計の状況変化によって、次期の学納金の納入が困難に陥ったこと。またこの状況変化から1年以内の申請であること。
- ② 勉学意欲を持ち続け、就学の継続を希望すること。
- ③ その時点までの学修状況が良好*で、順調に卒業可能な単位取得**ができていること。

***2025年の年度 GPA が 3.0 以上であること。**

(次年度の前期分申請時 前年度 GPA、当該年度の後期分申請時 当該年度前期 GPA)

****取得単位数が以下の基準以上であること。**

1年次前期修了時：15単位	1年次後期修了時：30単位
2年次前期修了時：45単位	2年次後期修了時：60単位
3年次前期修了時：75単位	3年次後期修了時：90単位
4年生は申請の対象外とする。	

*卒業延期（4年次留年）となった学生は申請資格を失う。

- ④ 留学生においては申請までの在籍確認が全て完了していること。
- ⑤ 日本人学生は、「高等教育の修学支援新制度」を申請済みであること。
- ⑥ 申請時までの学納金を納付期限までに納付済みであること。

(2025年後期分まで)

■ 授業料の免除、減免額

- 本人からの申請に基づき、学長の下に設置される審査委員会が決定します。
- 免除あるいは減免されるのは授業料のみです。
(高等教育の修学支援新制度対象者のうち授業料全額免除の学生と、特待生のうち授業料全額免除の学生は対象外となります)
- 学費減免措置は1期半年のみとします。

■ 提出書類 (1~5 全ての提出が必要です、留学生は1~6 まで)

1. 名古屋経済大学学納金減免申請書
2. 生計支持者の収入に関する証明書 (所得証明書、源泉徴収票の新しいもの)
日本人学生は必須、留学生はできるだけ提出してください。(日本語訳をつける)

特に↓

国の授業料減免等事業支援の支給要件である「**今年度の所得見込みが、昨年と比較して1/2 以下となっている者**」はそれがわかる所得証明書等を提出すること

3. 学納金納入が困難になった理由を証明する資料等
「《誰に》《なにがあって》学費が払えなくなったのか」がわかるものです。
詳細は申請書2 ページ目を確認してください。
4. 申請者本人の所得証明書 (日本人・留学生ともに)
所得証明書は必ず 2025 年度所得証明書 (2024 年の収入) を提出してください。
5. ゼミ担当教員所見 (所定の様式を提出する)
6. 留学生は、【留学生】家庭状況に係る付表 も提出してください。
(アパートの賃貸契約書、アルバイトの給与明細等も提出してください。)